

# 茨城県報

第7085号

昭和57年10月21日

木曜日

## 目次

### 告 示

	ページ
●字区域の変更(2件)(地方課).....	1
●国民健康保険療養取扱機関の申出の受理(医療福祉課).....	2
●新規土地改良事業の審査(2件)(農地管理課).....	3
●土地改良法に基づく換地処分(〃).....	3
●道路の区域変更(2件)(道路維持課).....	4
●道路の供用開始(〃).....	5
●都市計画事業の認可(都市施設課).....	5

### 公 告

●茨城県林業展示施設の指定(林業課).....	6
●特定第2号漁業者に対する共済契約の締結の申込みについての同意を求め るための発起の届出(3件)(漁政課).....	6
●特定第3号漁業者に対する共済契約の締結の申込みについての同意を求め るための発起の届出(〃).....	7
●土地立ち入り測量(用地課).....	7
●都市計画の案の縦覧(2件)(都市計画課).....	8
●開発行為の工事完了(2件)(建築指導課).....	8
●建築許可に関する聴聞(3件)(〃).....	9

## 告 示

### 茨城県告示第1408号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定に基づき大字町内の字区域の一部を次のとおり変更した旨同町長から届け出があつた。

昭和57年10月21日

茨城県知事 竹内 藤 男

大字北田気字後坪 967の2

〃 字小保木 978の2, 983の2, 1079の3

及びこれに伴う国有地の道路の一部を大字北田気字上ノ原に変更

## 茨城県告示第1409号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき下妻市内の字区域の一部を次のとおり変更した旨同市長から届け出があつた。

この字区域の変更は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第179条の規定により昭和57年10月22日から効力を生ずるものである。

昭和57年10月21日

茨城県知事 竹 内 藤 男

大字肘谷字村東 152の1, 153の1, 154, 155の1, 157の内1, 157の2, 158の内1, 158の2

〃 字後田 557から562まで

及びこれに伴う国有地の水路の全部を大字肘谷字東田に変更

## 茨城県告示第1410号

次の者からの国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第37条第1項の規定による療養取扱機関の申出及び同条第5項の規定による他の都道府県の療養の給付を取り扱う旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和33年政令第363号）第1条第1項及び第2項の規定により告示する。

昭和57年10月21日

茨城県知事 竹 内 藤 男

機関番号	申出受理年月日	療養取扱機関名	開設者名	所在地	37条5項受理年月日	申出圏
1110048	57.9.1	水海道クリニック	沢田 健	水海道市山田町字八間西4555	57.9.1	全国
1720614	57.10.1	取手北相馬休日夜間緊急診療所	荒木 恒夫	取手市野々井字波中1926	57.10.1	〃
3220423	〃	岩瀬クリニック	常松 定夫	西茨城郡岩瀬町字新田西細谷96	〃	〃
3820735	57.9.20	江戸崎病院	秋本 優	稲敷郡桜川村大字阿波1299	57.9.20	〃
4320636	57.10.1	西産婦人科医院	西祐己 博	猿島郡総和町大字久能字本橋1398-3	57.10.1	〃
0131447	57.9.3	志村歯科医院	志村 優	水戸市南町2-5-30	57.9.3	〃
0131454	57.10.1	和田 〃	和田 保子	〃 千波町2267の3	57.10.1	〃
0131462	〃	海老原 〃	海老原 伸治	〃 宮町2丁目4-8	〃	〃
1330311	〃	枝川歯科クリニック	富岡 郷次	勝田市枝川1418の2	〃	〃

0330577	"	高野 歯科医院	高野 忠 夫	土浦市神立町 4300—51	"	"
0330585	"	福 富 歯 科	奥 山 亨	" 千束町 10の2番地	"	"
1730353	"	アイ 歯 科 医 院	馬場園 健 一	取手市中央 2番16号関鉄	"	"
1740285	57. 6. 4	新 取 手 薬 局	中 川 逸 子	" 新取手 1—2—5	57. 6. 4	"

茨城県告示第1411号

緒川村長山広夫から昭和57年8月10日付けで認可申請のあつた油河内地区土地改良事業は、適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により公示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和57年10月21日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

油河内地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和57年10月23日から昭和57年11月11日まで

3 縦覧の場所 緒川村役場

茨城県告示第1412号

緒川村長山広夫から昭和57年8月10日付けで認可申請のあつた向田地区土地改良事業は、適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により公示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和57年10月21日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

向田地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和57年10月23日から昭和57年11月11日まで

3 縦覧の場所 緒川村役場

茨城県告示第1413号

昭和57年9月20日付け農管指令第489号をもつて認可した肘谷地区の換地計画については、換地処分があつた旨届け出があつたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条において準用する同法第54条第4項の規定により公示する。

昭和57年10月21日

茨城県知事 竹 内 藤 男

## 茨城県告示第1414号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、昭和57年10月21日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和57年10月21日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 千葉竜ヶ崎線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
竜ヶ崎市川原代町5608番地から 竜ヶ崎市馴柴町字3区 668番地先まで	旧	最大 <sup>メートル</sup> 47.00	466.00	
		最小 23.00		
竜ヶ崎市川原代町5608番地から 竜ヶ崎市馴柴町字3区 668番地先まで	新	最大 47.00	466.00	道路改良工事による 区域変更
		最小 23.00		
竜ヶ崎市川原代町5608番地から 竜ヶ崎市寺後町3646番地先まで	新	最大 19.00	937.00	
		最小 7.00		
竜ヶ崎市長沖新田町 30番2地先から 竜ヶ崎市寺後町3646番地先まで	旧	最大 19.00	1,707.00	旧道区間の一部を移 管するための区域変 更
		最小 6.00		
竜ヶ崎市長沖新田町 30番2号地先から 竜ヶ崎市馴柴町3区 668番地先まで	旧	最大 91.00	1,304.00	
		最小 23.00		
竜ヶ崎市長沖新田町 30番2地先から 竜ヶ崎市馴柴町3区 668番地先まで	新	最大 91.00	1,308.00	
		最小 23.00		

## 茨城県告示第1415号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、昭和57年10月21日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和57年10月21日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 石岡下館線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
石岡市若松町2丁目 9281番1地先から	旧	メートル 最大 10.50	メートル 172.00	
		最小 9.00		
石岡市鹿の子1丁目 9377番2地先まで	新	最大 17.00	151.50	迂回路廃止及び拡幅 による区域変更
		最小 8.70		

茨城県告示第1416号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、昭和57年10月21日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供  
する。

昭和57年10月21日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県道下館筑波線
- 2 供用開始の区間  
石岡市若松町2丁目9281番1地先から  
石岡市鹿の子1丁目9377番2地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和57年10月21日

茨城県告示第1417号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により都市計画事業を認可したので同  
法第62条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

昭和57年10月21日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 施行者の名称 真壁町
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
下館・結城都市計画公園事業  
2・2・302 原方児童公園
- 3 事業施行期間 昭和57年10月21日から昭和58年3月31日まで
- 4 事業地  
(1) 収用の部分 真壁郡真壁町大字亀熊字熊の宮地内  
(2) 使用の部分 なし

---

## 公 告

---

**●茨城県林業展示施設の指定**

茨城県林業展示施設設置要項（昭和49年茨城県告示第719号）第3条の規定に基づき、茨城県林業展示施設を次のとおり指定した。

昭和57年10月21日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- |        |                            |
|--------|----------------------------|
| 1 種類名称 | 優良材生産・保育（松くい虫被害跡地造林）展示林    |
| 2 位置   | 東茨城郡常澄村大字栗崎字打越2579番地       |
| 3 面積   | 0.28ha                     |
| 4 所有者  | 高野 隆 久                     |
| 5 樹種林齢 | スギ 3年生                     |
| 6 指定期間 | 昭和57年10月21日から昭和62年10月20日まで |

---

**●特定第2号漁業者に対する共済契約の締結の申込みについての同意を求めるための発起の届出**

漁業災害補償法施行規則（昭和39年農林省令第35号）第48条の2において準用する同規則第46条第1項の規定により、次の者から小型大洗加入区の特定第2号漁業者に対する共済契約の申込みについての同意を求めるための発起の届出があつたので、同条第3項の規定により公示する。

なお、小型大洗加入区の特定第2号漁業者調書を、昭和57年10月22日から昭和57年10月26日まで大洗町漁業協同組合及び磯浜漁業協同組合において縦覧する。

昭和57年10月21日

茨城県知事 竹 内 藤 男

届 出 者	東茨城郡大洗町磯浜町5	小 沼 栄
	東茨城郡大洗町磯浜町20	小 林 勝 男
	東茨城郡大洗町磯浜町120	関 根 勇

---

漁業災害補償法施行規則（昭和39年農林省令第35号）第48条の2において準用する同規則第46条第1項の規定により、次の者から小型那珂湊加入区の特定第2号漁業者に対する共済契約の申込みについての同意を求めるための発起の届出があつたので、同条第3項の規定により公示する。

なお、小型那珂湊加入区の特定第2号漁業者調書を、昭和57年10月22日から昭和57年10月26日まで那珂湊漁業協同組合において縦覧する。

昭和57年10月21日

茨城県知事 竹 内 藤 男

届 出 者 那珂湊市海門町 1—14—23 鈴 木 守  
 那珂湊市牛久保 1—10—28 大和田 忠 敬  
 那珂湊市和田町 2—12—33 雨 沢 幸 一

漁業災害補償法施行規則（昭和39年農林省令第35号）第48条の2において準用する同規則第46条第1項の規定により、次の者から小型磯崎加入区の特定第2号漁業者に対する共済契約の申込みについての同意を求めるための発起の届出があつたので、同条第3項の規定により公示する。

なお、小型磯崎加入区の特定第2号漁業者調査を、昭和57年10月22日から昭和57年10月26日まで磯崎漁業協同組合において縦覧する。

昭和57年10月21日

茨城県知事 竹 内 藤 男

届 出 者 那珂湊市磯崎町4282 白 土 康 男  
 那珂湊市磯崎町4399の2 遠 藤 長之進

●特定第3号漁業者に対する共済契約の締結の申込みについての同意を求めるための発起の届出

漁業災害補償法施行規則（昭和39年農林省令第35号）第48条の2において準用する同規則第46条第1項の規定により次の者から北茨城加入区の特定第3号漁業者に対する共済契約の申込みについての同意を求めるための発起の届出があつたので、同条第3項の規定により公示する。

なお、北茨城加入区の特定第3号漁業者調査を、昭和57年10月22日から昭和57年10月26日まで平潟漁業協同組合において縦覧する。

昭和57年10月21日

茨城県知事 竹 内 藤 男

届 出 者 日立市会瀬町 1—1—5 会瀬定置漁業株式会社  
 代表取締役 鏡 芳 太 郎  
 北茨城市平潟町602 平潟漁業協同組合  
 組合長理事 石 川 弘 治  
 北茨城市平潟町10 鈴 木 金 次 郎

●土地立ち入り測量

土地収用法（昭和26年法律第219号）第11条第1項ただし書の規定により通知があつたので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

昭和57年10月21日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 起業者の名称 茨城県知事
- 2 事業の種類 一般国道118号改築工事

- 3 立ち入ろうとする土地の区域  
那珂郡大宮町字東富尻及び字姥賀地内
- 4 立ち入ろうとする期間  
昭和57年10月26日から昭和57年12月20日まで

~~~~~

●都市計画の図書の縦覧

研究学園都市計画汚物処理場の決定に伴い、谷田部町茎崎村から当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

昭和57年10月21日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 都市計画の決定に係る土地の区域  
筑波郡谷田部町大字谷田部字鷹野原稲敷郡茎崎村大字菅間字ハネコへ
- 2 縦 覧 場 所 茨城県土木部都市計画課

~~~~~

鹿島臨海都市計画公園の変更に伴い、鹿島町から当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

昭和57年10月21日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 都市計画の変更に係る土地の区域  
3.2.201 国主近隣公園  
鹿島町大字宮中字国主前
- 2 縦 覧 場 所 茨城県土木部都市計画課

~~~~~

●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の許可に係る開発行為について、次の地域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

昭和57年10月21日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
北茨城市華川町白場字中道652の一部、650の一部、651—1の一部、653の一部、657—1の一部、659—1の一部、654の一部  
(図面は茨城県土木部建築指導課にて閲覧すること。)



2 事業主の住所及び氏名

水戸市住吉町284

株式会社 セイブ

代表取締役 蓼 沼 弘 治

---

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

結城市結城字松木合12379

2 事業主の住所及び氏名

結城市結城435

秋 田 愛 造

---

●建築許可に関する聴聞

建築基準法(昭和25年法律第201号)第48条第9項の規定に基づき、次のとおり聴聞を行います。

昭和57年10月21日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 聴 聞 期 日 昭和57年10月25日 午後1時
  - 2 聴 聞 場 所 取手市寺田字後山3612
  - 3 聴 聞 事 項 第1種住居専用地域内において次の建築物の許可に関すること。  
合併処理浄化槽の新築について
  - 4 申請者住所氏名 水戸市住吉町307-4  
(有)茨城県商工開発 代表取締役 佐藤 誠 次
  - 5 建築物構造規模 鉄筋コンクリート造平家建 新築  
申請延面積10.57㎡
  - 6 敷 地 面 積 120㎡
  - 7 原 動 機 新設15.175KW
  - 8 建築物の位置 取手市寺田字後山3612
- 

- 1 聴 聞 期 日 昭和57年10月25日 午後2時
- 2 聴 聞 場 所 北相馬郡守谷町守谷甲218-7
- 3 聴 聞 事 項 住居地域内において次の建築物の許可に関すること。  
自動車修理工場への用途変更について
- 4 申請者住所氏名 水戸市千波町1887  
茨城トヨタ自動車(株)代表取締役 幡 谷 浩 史
- 5 建築物構造規模 鉄骨造平家建 用途変更

- 申請延面積82.7㎡ 既存231.26㎡
- 6 敷地面積 854.9㎡
- 7 原 動 機 増設3.75KW 既設0.4KW
- 8 建築物の位置 北相馬郡守谷町守谷甲218—7
- 
- 1 聴 聞 期 日 昭和57年10月27日 午前11時
- 2 聴 聞 場 所 鹿島郡鹿島町大字栗生字東山2634—12
- 3 聴 聞 事 項 住居地域内において次の建築物の許可に関する事。  
車庫の新築について
- 4 申請者住所氏名 鹿島郡鹿島町栗生2843  
給 前 八 己
- 5 建築物構造規模 鉄骨造1階建 新築  
申請延面積105.06㎡
- 6 敷地面積 991.76㎡
- 7 建築物の位置 鹿島郡鹿島町大字栗生字東山2634—12
- 

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1ヵ月)  
(休日の場合は繰り下ぐ) (金 1,200 円)

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人 茨 城 県  
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所